

議第 二 号

栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条の規定により提出します。
平成十八年六月一日

提出者 栃木県議會議員

同	同	同	同	同	同	同
郡	渡	渡	螺	高	青	高
司	辺	辺	良	橋	木	岡
	直	サ	昭	文	克	真
		ト				
彰	治	子	人	吉	明	琴

栃木県議會議長 阿久津 憲 二 様

栃木県条例第 号

栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例

栃木県産業再生委員会条例(平成十六年栃木県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二年」を「四年」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行 条 例
<p>(存続期間) 第三条 委員会の存続期間は、前条第二項の規定により知事が最初の委員を任命した日から四年とする。</p> <p>(任期) 第四条 略</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(存続期間) 第三条 委員会の存続期間は、前条第二項の規定により知事が最初の委員を任命した日から二年とする。</p> <p>(任期) 第四条 略</p>